

宇陀市監査委員告示第1号

平成30年度定期監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成31年3月25日

宇陀市監査委員 籠谷 順 司

宇陀市監査委員 西岡 宏 泰

## 1 監査の種別

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

## 2 監査の対象

下記の監査対象部局において、主として平成30年4月1日から11月30日までに執行された事務について監査を行った。

- (1) 議会事務局 総務課
- (2) 総務部 秘書広報情報課、人事課、総務課、危機管理課及び管財課
- (3) 企画財政部 企画課、まちづくり支援課、財政課、税務課及び徴収対策課
- (4) 市民環境部 市民課、保険年金課、人権推進課（人権交流センター及び児童館を含む。）及び環境対策課（宇陀クリーンセンター及び護美センターを含む。）
- (5) 健康福祉部 健康増進課（保健センター及び国民健康保険直営診療所を含む。）、厚生保護課、こども未来課（各幼稚園、各保育所、各こども園及び子育て支援センターを含む。）、介護福祉課及び医療介護あんしんセンター
- (6) 農林商工部 産業企画課、農林課及び商工観光課
- (7) 建設部 建設課、公営住宅課、まちづくり推進課、地籍調査課、公園課及び宿泊施設用地・公園整備課
- (8) 教育委員会事務局 教育総務課（小学校、中学校及び学校給食センターを含む。）、生涯学習課（公民館及び総合体育館を含む。）及び文化財課
- (9) 水道局 総務課、施設課及び下水道課
- (10) 市立病院 経営企画課、医務課及び医療連携課
- (11) 介護老人保健施設 庶務課
- (12) 出納室
- (13) 大宇陀地域事務所地域市民課、菟田野地域事務所地域市民課及び室生地域事務所地域市民課
- (14) 選挙管理委員会事務局
- (15) 公平委員会事務局
- (16) 監査委員事務局
- (17) 固定資産評価審査委員会事務局
- (18) 農業委員会事務局

## 3 監査の期間及び対象

| 実施年月日        | 監査実施部署     |
|--------------|------------|
| 平成31年2月8日（金） | 宇陀市立榛原北保育園 |

|               |                 |
|---------------|-----------------|
| 平成31年2月12日(火) | 市民環境部人権推進課      |
| 平成31年2月12日(火) | 議会事務局総務課        |
| 平成31年2月13日(水) | 市民環境部保険年金課      |
| 平成31年2月13日(水) | 農林商工部農林課        |
| 平成31年2月14日(木) | 健康福祉部厚生保護課      |
| 平成31年2月14日(木) | 教育委員会事務局生涯学習課   |
| 平成31年2月15日(金) | 教育委員会事務局文化財課    |
| 平成31年2月15日(金) | 室生地域事務所地域市民課    |
| 平成31年2月18日(月) | 建設部宿泊施設用地・公園整備課 |
| 平成31年2月19日(火) | 建設部建設課          |
| 平成31年2月19日(火) | 健康福祉部健康増進課      |
| 平成31年2月22日(金) | 総務部人事課          |
| 平成31年2月22日(金) | 市立病院事業          |
| 平成31年2月27日(水) | 介護老人保健施設事業      |
| 平成31年2月27日(水) | 農林商工部商工観光課      |
| 平成31年2月28日(木) | 総務部総務課          |
| 平成31年2月28日(木) | 水道事業            |
| 平成31年3月4日(月)  | 総務部管財課          |
| 平成31年3月4日(月)  | 企画財政部財政課        |
| 平成31年3月6日(水)  | 保養センター事業        |

#### 4 監査の方法

監査は、財務に関する事務の執行及び財産（物品を含む。）の管理等が法令等に基づき適正に行われているかどうか、効率性・有効性の観点から適切に行われているかどうか、法令等に基づき実施される私人への委託の取扱いについて適正に実施されているかどうかをあらかじめ提出を求めた資料及び関係書類に基づき調査を行うとともに、必要に応じて関係職員に対する事情聴取等を行い実施した。

なお、主な監査項目は次のとおりである。

- (1) 収入に関する事務
- (2) 支出に関する事務
- (3) 私人への委託に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 補助金交付に関する事務
- (6) その他の事務

#### 5 監査の結果

監査の結果、事務処理はおおむね適正に行われているものと認め

られた。しかし、一部において改善を要する事例及び事務の効率性や有効性に疑問のある事例が見受けられたので、今後、適正な事務処理に努められたい。また、契約書等において一部記入漏れ等が見受けられた。監査時において口頭で指摘を行っているため、記載は省略するものの、契約書等の作成にあたっては十分に注意されたい。

また、今回の定期監査において、私人への委託について監査を実施した。私人への委託については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条に規定されており、その委託を行う際の事務手続きを宇陀市会計規則（平成18年宇陀市規則第41号）第20条で規定されているものの、一部において事務手続きを行っていないことが確認された。私人への委託は公金を適切に取り扱うための必要な手続きである。私人への委託を行う際は、必要な事務手続きを行ったうえで、実施されたい。

あわせて、各部署における施設及び備品の管理状況についても監査を実施した。公有財産及び備品の管理については、近年の監査の重要テーマとして、毎年度、台帳整理を指摘しているものの、業務の多忙化等の理由により、今年度においても台帳整理が行われていないことが確認できた。市が保有する公有財産や備品を適正に管理し有効に活用するためにも、引き続き、規定等に基づく台帳整理を行なわれたい。

なお、指摘事項及び意見については次のとおりである。改善等の措置を講じた場合は、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

#### (1) 収入に関する事務

ア 徴収又は収納の委託について（企画課、環境対策課、生涯学習課、文化財課、中央公民館、総合体育館、市立病院経営企画課及び水道局総務課）

公金の徴収若しくは収納については、地方自治法施行令第158条第2項により「歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、普通地方公共団体の長は、その旨を告示し、かつ、当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならない。」と規定されているとともに、宇陀市会計規則第20条の規定により徴収若しくは収納の委託を行う際の事務手続きが規定されている。

しかし事務手続きにおいて、必要な手続きの一部を怠っていることが確認できた。

法令を順守し適切な事務処理に努められたい。

イ 行政財産使用料について（農林課及び室生地域事務所）

宇陀市榛原農林会館及び室生地域事務所駐車場の行政財産使用料において、歳入科目を財産貸付収入とすべきところを雑入として収入していた。

改善されたい。

(2) 支出に関する事務

ア 還暦野球大会の支出について（商工観光課）

スポーツツーリズムを活用し宇陀市を活性化する目的で、還暦野球大会を本市に誘致し、大会運営に係る経費を支出している。

大会運営の支援内容を確認したところ、施設利用料が全額減免されていることや大会運営費の一部を市で負担していること等が確認できた。

還暦野球大会の運営等は参加者等で行うべきであり、参加者の負担を求めることなく、大会運営の大部分を市が負担することについては、疑問を感じる。

還暦野球大会に対する支出・支援について検討を求める。

昨年度の定期監査においても同じ指摘をしたところであるが、検討や改善が全く行われていないため、再度指摘するものである。しっかりと対応されたい。

イ インカレ野球大会について（商工観光課）

スポーツツーリズムを活用し宇陀市を活性化する目的で、インカレ野球大会を本市に誘致し、大会運営に係る経費を支出している。

大会運営の支援内容を確認したところ、施設利用料が全額減免されていること、予算作成時に想定していなかった大会運営費を市で負担していること等が確認できた。

インカレ野球大会は、全日本学生軟式野球連盟が主体となって運営すべき事業であり、市が事業主体となって運営することについては、一考を求めたい。

昨年度の定期監査においても同じ指摘をしたところであるが、検討や改善が全く行われていないため、再度指摘するものである。しっかりと対応されたい。

ウ 農林業施設災害復旧事業について（農林課）

本年発生した台風被害を復旧するため、農林業施設の災害復旧について、一部、受益者負担を徴収することなく復旧作業を実施していた。

内容を確認すると、農林業施設であるものの生活道路等の

位置づけが非常に高い施設であることが確認できたが、一方で何らルールがない中で、受益者負担を徴収せずに復旧工事等を実施していることや応急復旧に係る経費を市負担で実施していることが確認できた。

発生した被害を迅速に復旧するとともに、市が行うべき農林業施設の災害復旧事業を明確にするためにも要綱整備が必要と考える。

検討されたい。

### (3) 契約に関する事務

#### ア 随意契約について（水道局）

施設の草刈業務や管理業務等を委託するため、公益社団法人宇陀市シルバー人材センターと、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第3号を根拠に随意契約を締結している事例が見受けられた。

この場合、宇陀市契約規則（平成18年宇陀市規則第44号）第18条の2第1項第1号の規定により、あらかじめ契約の発注見通しを公表する必要があるが、事前公表を行うことなく随意契約を締結していることが確認できた。

宇陀市契約規則に基づく事務となるよう改善されたい

#### イ 宇陀路大宇陀阿騎野宿の修繕について（商工観光課）

宇陀路大宇陀阿騎野宿は、平成30年4月1日から3年間、奈良交通株式会社と指定管理に関する協定を締結しており、指定管理者との協定に基づき、それぞれの負担にて施設の管理や修繕等を行っている。

帳票書類等を確認したところ、協定書に示されていない範囲の修繕を市で負担していることが確認され、負担した理由を確認したところ、市が負担すべき明確な理由が確認できなかった。

協定書に基づく費用負担となるよう改善されたい。

### (4) 補助金交付に関する事務

#### ア 宇陀市スポーツ全国大会出場補助金事業要綱について（生涯学習課）

スポーツ全国大会出場者に対し、全国大会出場するための経費を補助する目的で、宇陀市スポーツ全国大会出場補助金事業要綱（平成18年宇陀市教育委員会告示第5-4号）を告示し、補助金額として一律1万円を交付している。

この補助金交付申請書や交付請求書、大会報告書等を確認

したところ、全国大会出場に要する経費が補助金額に満たない場合であっても、補助金額の1万円を交付されていることが確認できた。

本来、補助金は事業を実施するために必要とする経費を補助するためのものであり、経費を超える費用を補助することは不適切である。

改善されたい。

(5) その他の事務

ア 公有財産の管理について（全課）

公有財産の管理状況を把握するため、公有財産台帳の整理状況を確認したところ、台帳が適切に管理されていない事例が多く見受けられ、宇陀市財産規則（平成18年宇陀市規則第45号）に規定する公有財産の管理が行われていなかった。

公有財産台帳の整理を行うことにより、公有財産の適切な管理だけでなく、公共施設の長期的な利活用のため、公有財産の改修計画を定めるための情報収集に活用することができる。

宇陀市財産規則に定める公有財産の管理を適切に行われたい。

イ 備品の管理について（全課）

備品の管理状況を把握するため、備品台帳の整理状況を確認したところ、計上すべき備品が備品台帳に計上されていない事例や現有備品のチェックが行われていない部署が見受けられた。

備品の管理については、宇陀市備品管理要綱（平成21年宇陀市訓令第13号）において管理及び手続等について定められており、要綱に基づく手続を行う必要がある。

宇陀市備品管理要綱に定める備品の管理を適切に行われたい。

ウ 時間外勤務命令簿について（議会事務局総務課及び健康増進課）

職員の勤怠状況を把握するため、時間外勤務命令簿の提出を求めたところ、職員のうち臨時職員に対する時間外勤務命令簿を作成せずに、時間外勤務を行っていることが確認できた。

本来、職員が時間外勤務を行うときは所属長の命令により時間外勤務を行うべきであり、臨時職員であっても時間外勤

務命令簿を作成する必要があると考える。  
改善されたい。

エ 時間外勤務報告の表記について（人事課）

職員の時間外勤務状況を把握するため、各部署で作成された時間外勤務命令簿を確認したところ、時間外勤務の報告時間について、部署毎に異なった取扱いで時間外勤務報告が行われていることが確認できた。

時間外勤務の取扱いについては、同じルールで行われるべきであり、市として統一された何らかのガイドラインを示す必要があると考える。

検討されたい。

オ 公共施設の管理について（生涯学習課及び室生地域事務所）

市内に設置している公共施設は、法令等で様々な法定点検が義務付けられており、専門機関等による点検が行われ、報告書が施設管理者に提出されている。

今回の定期監査において、公共施設の点検報告書等の提出を求め確認を行ったところ、設備の改修を求める報告書が毎年提出されているにも関わらず、施設管理者として対応されていない事例がいくつか見受けられた。

公共施設は、不特定の利用者が来場されるとともに、災害時には避難所となる中で、法定点検等を適切に行い、万一改修が必要との判断を受ければ、改修のための処置を行う等、施設の維持管理を行っていくことは必要不可欠である。

法定点検等で改修の指摘を受けた際は、可能な限り改修を行い、公共施設の適切な管理に努められたい。

カ 宇陀市立榛原北保育園の園舎について（こども未来課）

宇陀市立榛原北保育園の園舎は昭和56年に建設され、本年度は90名の園児が通園している。

園舎については、必要な改修を行っているものの、老朽化が目立つ状況となっており、何らかの対策が必要と感じる。

施設の改修等計画を示されたい。

キ 宇陀市心の森「多世代交流プラザ」の指定管理について（健康増進課、水道局総務課及び商工観光課）

宇陀市心の森「多世代交流プラザ」は、平成28年4月1日から5年間、宇陀ビジターセンター共同事業体と指定管理に関する協定を締結し、施設の運営を担っている。



指定管理者から提出されている報告書等に基づき、指定管理者の運営状況等を確認したところ、共同事業体の構成企業が変化したこと、納付すべき公共料金の一部が滞納されていること等が確認できた。

当該施設の指定管理を取り巻く環境が大きく変化している。市として現状をよく分析され、経営の指導等に努められたい。